

- **申告期間** 2月17日(月)～3月16日(月)(土・日・祝日除く)
- **受付会場** 日野町役場 3階 301・302会議室
- **受付時間** 午前の部：午前8時30分～11時(相談開始：午前9時から)
午後の部：午前11時～午後4時(相談開始：午後1時から)



税務署から「確定申告のお知らせがき」が送付された方は、申告にご持参ください。

お知らせがきには、振替納税先や予定納税額等が記載されており、確定申告相談に必要となりますので、大切に保管してください。なお、紛失されますと再発行ができませんので、内容について近江八幡税務署に閲覧申請をしていただくこととなる可能性があるため、ご注意ください。



近江八幡税務署からのお知らせ

還付申告は2月14日(金)以前でも税務署等へ提出することができます。近江八幡税務署では2月17日(月)から確定申告書作成会場を開設しますが、申告書などの作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」が便利です。画面の案内に従って金額などを入力すると、税額などが自動計算され、申告書や青色申告決算書などを作成できます。作成した申告書などは次のいずれかで提出できます。

- (1)e-Tax(電子申告)で申告する(事前に利用開始のための手続等が必要)
- (2)印刷して郵便又は信書便により住所地等の所轄税務署に送付
- (3)住所地等の所轄税務署の受付に持参(閉庁時間内も含め、税務署の時間外収受箱への投函も可)
確定申告は、直接税務署への提出や郵送等ありま

すが「e-Tax」での手続きが便利です。令和元年度の所得税の確定申告では、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がり、より便利になります。

※「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

なお、「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、税務署にお越しください。

確定申告を提出する前にご確認ください

次のいずれかに該当する人は、確定申告書(第二表)の「住民税・事業税に関する事項」に必ず記入してください。

- ・16歳未満の方を扶養する人
- ・寄附金控除を受ける人
- ・配当所得や株式等譲渡所得があり、住民税額を源泉徴収されている人

近江八幡税務署にご相談ください(町で受付できないもの)

次の所得に関する所得税の確定申告については、役場では受付できません。近江八幡税務署において申告をお願いいたします。

- **譲渡所得** 土地・建物や株式の売買等の申告
- **配当所得** 上場株式の配当などで申告分離課税を選択したもの

- **先物取引・FX**
- **青色申告**
- **準確定申告 亡くなられた方の申告**
- **過年分** 平成30年分以前の申告
- **住宅ローン控除**
- **その他申告内容が複雑なもの**

近江八幡税務署 〒523-8502 滋賀県近江八幡市桜宮町243の2 ☎0748-33-3141

※町民税・県民税に関する申告は日野町役場(税務課)で受け付けています。

町民税・県民税および所得税の 申告はお早めに

令和元年（2019年）分の申告が2月17日（月）から始まります。期間中は大変混みますので、早めに必要書類を準備し、手続きをお願いいたします。

申告に必要なもの 必要書類がないと受付することができない場合があります。ご確認ください。

| | |
|---------------------------|--|
| 共通 | <ul style="list-style-type: none"> ①印かん（朱肉を必要とするもの） <ul style="list-style-type: none"> ・所得税の振替納税を初めて利用される場合は金融機関届出印 ②マイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカードまたは通知カード） ③本人確認できるもの（免許証・パスポート・在留カードなど） <ul style="list-style-type: none"> ・役場での相談時には、コピーの添付は不要です。 |
| 還付（税金が返ってくる） 申告の方 | 預金通帳などの申告者本人の金融機関の口座がわかるもの |
| 給与または 年金収入のある方 | 源泉徴収票 <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金や厚生年金等の老齢年金受給者には「公的年金等の源泉徴収票」が1月下旬ごろに日本年金機構等から送付されます。 なお、遺族年金、障害年金は課税対象ではないので源泉徴収票の送付はありません。 |
| 営業、農業、 不動産所得のある方 | 収支内訳書（※作成されていない場合は、申告相談の受付ができません） <ul style="list-style-type: none"> ・農業所得を申告される場合も収支内訳書（農業所得用）が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・1月から1年間の農産物に関する収入金額から必要経費を差し引いて所得を計算します。 ・収支内訳書の用紙は税務署や税務課で配布、または国税庁のホームページにも掲載されています。 （申告書とともに提出する書類は、収支内訳書だけです） |
| 社会保険料の 支払いがある方 | 社会保険料納付済確認書 【国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等】 <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料は、日本年金機構から送付された控除証明書。 |
| 生命保険・地震保険料 を支払っている方 | 生命保険料・地震保険料の控除証明書 |
| 障害者控除を受ける方 | 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 |
| 市町村長等の認定により 障害者控除を受ける方 | 障害者控除対象者認定書 <ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件を充たす場合は、障害者や特別障害者の控除を受けることができます。詳細については、長寿福祉課（☎0748-52-6501）へお問い合わせください。 |
| 医療費控除を受ける方 | 医療費の明細書（役場で相談される場合は、領収書を持参してください） <ul style="list-style-type: none"> ・事前に領収書を受診者、医療機関ごとに集計し、医療費の明細書を作成してください。作成されていない場合は、申告相談の受付ができません。 ・明細書の用紙は税務署や税務課で配布しています。 |
| 寄附金控除を受ける方 | 寄附金控除証明書もしくは寄附金受領証明書 |
| 海外在住の被扶養者 がいる方 | 送金関係書類および親族関係書類 <ul style="list-style-type: none"> ・海外に在住の親族を扶養とされている場合には、各個人への送金関係書類の確認をします。送金が確認できない場合には、扶養控除の適用はできません。 |

上記以外に所得や経費等がある方は、その証明書類もお持ちください。